

●香川県告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成26年3月28日から同年4月18日まで一般の縦覧に供する。

平成26年3月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路 線 名 山階多度津線（216号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡多度津町大字青木818番 3地先から 仲多度郡多度津町京町甲482番10 地先まで	前	4.5~11.2	1,257	旧道の町道移管
仲多度郡多度津町大字青木818番 3地先から 仲多度郡多度津町堀江1丁目304 番1地先まで	後	7.3~37.0	2,596	

- 4 供用開始の期日 平成26年4月1日